

埼玉県 権限移譲対象事務 事務概要調書 (まちづくり分野)

埼玉県 企画財政部 地域政策課 総務・自治連携担当

No	事務の名称	No	事務の名称	No	事務の名称
I08	国土交通省所管国有財産の財産管理に関する事務	I27	河川区域の土地の占用許可等	I47	個人・組合施行の住宅街区整備事業の認可等
I09	法定外公共用財産の境界確認	I28	流通業務施設の整備に関する基本方針の策定	I48	住宅街区整備事業施行者の監督等
I10	国有財産法に基づく準用河川の境界確認	I29	開発行為の許可等	I49	被災市街地復興推進地域の建築等の許可
I11	屋外広告物の許可等 重点	I30	都市計画施設等の区域内における建築許可等	I50	個人・組合施行の防災街区整備事業の認可等
I12	屋外広告物の簡易除却事務	I31	都市計画施設等の区域内における建築許可の基準の特例等	I51	サービス付き高齢者向け住宅の登録等
I13	建築統計の作成等	I32	都市計画事業等の区域内における建築制限等	I52	終身建物賃貸借事業の認可等
I14.1	個人・組合施行の土地区画整理事業の認可等(施行面積5ha未満)	I33	市街地開発事業等における土地の買取り等	I53	マンション建替に係る組合設立・事業施行の認可等
I14.2	個人・組合施行の土地区画整理事業の認可等(面積要件なし)	I34	市が行う都市計画事業の認可	I54	景観計画区域内の行為の届出受理等
I15	区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可等	I35	市街地再開発促進区域・第一種市街地再開発事業施行区域の建築許可等	I55	国土交通省所管国有財産の登記嘱託
I16	土地区画整理事業施行区域の建築等の許可	I36	市街地再開発促進区域の土地の買取り等	I56	特定路外駐車場設置の届出受理等 重点
I17	優良宅地の認定	I37	個人・組合・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等	I57	無指定の区域における日影の適用除外となる区域の指定
I18	優良住宅の認定	I38	再開発組合の事業報告書・収支計算書等の受理	I58.1	特殊建築物の認定等(制限の緩和に係る規定等)
I19	特定民間再開発事業等の認定	I39	市街地再開発事業の事業代行・監督等	I58.2	特殊建築物の認定等(道路の定義に係る位置指定等)
I20	路外駐車場設置の届出受理等	I40	市街地再開発事業を除く再開発事業計画の認定等	I58.3	特殊建築物の認定等(敷地と道路の関係に係る認定等)
I21	住宅地区改良事業区域の建築許可等	I41	土地譲渡の届出・買取希望の申出受理等	I58.4	特殊建築物の認定等(特別特定建築物に係る整備基準の適用の除外)
+22	宅地造成工事規制区域の指定等	I42	特別緑地保全地区の行為許可等	I59	福祉のまちづくり条例による助言・指導
+23	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量のための試掘許可等	I43	遊休土地に係る措置等	I60	特定建築物環境配慮計画の受理等
+24	宅地造成工事規制区域の宅地造成工事の許可等	I44	土地区画整理促進区域内における建築等の許可	I61	雨水浸透阻害行為の許可等
+25	造成宅地防災区域の指定等	I45	土地区画整理促進区域の土地の買取り	I62	雨水流出増加行為の許可等
I26	新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨の標識の設置等	I46	住宅街区整備促進区域・住宅街区整備事業施行地区的建築等の許可		

事務の概要

根拠法令	国有財産法				
事務内容	<p>砂防施設の存する国有水路敷等に係る次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 用途廃止、財務省への財産引継事務 (2) 水路から道路への変更などの用途変更事務 				
主な移譲権限の R3年処理件数	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産の引継ぎ（国有財産法8条）0件（※令和2年度） ・国有財産の用途の変更（国有財産法14条）0件（※令和2年度） 				
主な事務の処理フロー	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">移譲前</td> <td style="width: 50%;">移譲後</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <pre> graph TD A[用途廃止申請] --> B[市町村長] C[引継ぎ] --> D[財務局] B -- 通知 --> A B -- 通知 --> C </pre> </td> </tr> </table>	移譲前	移譲後	<pre> graph TD A[用途廃止申請] --> B[市町村長] C[引継ぎ] --> D[財務局] B -- 通知 --> A B -- 通知 --> C </pre>	
移譲前	移譲後				
<pre> graph TD A[用途廃止申請] --> B[市町村長] C[引継ぎ] --> D[財務局] B -- 通知 --> A B -- 通知 --> C </pre>					
移譲による 市町村のメリット	機能管理と財産管理が一本化されることで、住民サービスの向上が期待できる。				
一体的に処理することが 効果的な移譲事務					
想定される事務量 (年間処理件数)	1件				
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	他の業務との兼務で1名、資格不要				
必要な条例・規則等					

市町村への支援

説明会・研修会等	事務処理要領の配布
事務処理マニュアル	国土交通省所管国有財産用途廃止及び引継事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	専門的な事務でないため、県職員派遣・実務研修は特になし。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	6項1号
条例移譲の目安	砂防指定地既存市町村（7市13町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	7市13町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	県土整備部 用地課 指導・管理担当（048-830-5044）
県担当課 (地域政策機関)	各県土整備事務所

事務の概要

根拠法令	国有財産法、土地改良法、土地区画整理法、都市計画法、都市再開発法		
事務内容	<p>砂防施設の存する国有水路敷等に係る次の事務</p> <p>(1) 境界確認事務 (2) 土地改良区域に編入される場合に行う、財産管理者としての同意事務 (3) 土地改良区域に編入される場合に行う、財産管理者としての同意事務 (4) 開発行為に関する財産管理者としての同意事務 (5) 市街地再開発事業に関する財産管理者としての同意事務</p>		
主な移譲権限のR3年処理件数	<p>・隣接地との境界の決定他（国有財産法31条）6件（※令和2年度）</p> <p>・土地改良区への編入承認（土地改良法5条）0件（※令和2年度）</p>		
主な事務の処理フロー	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">移譲前</td> <td style="width: 50%;">移譲後</td> </tr> </table> <p>○境界確認事務 隣接土地所有者</p> <p>境界確認申請 ←→ 市町村長 確認</p>	移譲前	移譲後
移譲前	移譲後		
移譲による市町村のメリット	機能管理と財産管理が一本化されることで、住民サービスの向上が期待できる。		
一体的に処理することが効果的な移譲事務			
想定される事務量（年間処理件数）	2件		
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	他の業務との兼務で1名、資格不要		
必要な条例・規則等	特になし		

市町村への支援

説明会・研修会等	事務処理要領の配布
事務処理マニュアル	境界確認事務処理要領、土地改良法の規定に基づく地区編入承認事務処理要領、土地区画整理法の規定に基づく地区編入承認事務処理要領を配布
人的支援（職員派遣等）	専門的な事務でないため、県職員派遣・実務研修は特になし。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	6項2号、15項1号、33項3号、62項2号、63項4号
条例移譲の目安	砂防指定地既存市町村（7市13町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	7市13町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	県土整備部 用地課 指導・管理担当（048-830-5044）
県担当課 (地域政策機関)	各県土整備事務所

事務の概要

根拠法令	国有財産法、土地改良法、土地区画整理法				
事務内容	<p>市町村長が指定する準用河川（河川法が準用される水路敷）に係る次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 境界確認事務 (2) 土地改良区域に編入される場合に行う、財産管理者としての同意事務 (3) 土地区画整理区域に編入される場合に行う、財産管理者としての同意事務 				
主な移譲権限のR3年処理件数	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との境界の決定他（国有財産法31条） 16件（※令和2年度） ・土地改良区への編入承認（土地改良法5条） 0件（※令和2年度） 				
主な事務の処理フロー	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">移譲前</td> <td style="width: 50%;">移譲後</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <pre> graph TD A((○境界確認事務 隣接土地所有者)) --> B[境界確認申請] B --> C((市町村長)) C --> D((○境界確認事務 隣接土地所有者)) D --> A </pre> </td> </tr> </table>	移譲前	移譲後	<pre> graph TD A((○境界確認事務 隣接土地所有者)) --> B[境界確認申請] B --> C((市町村長)) C --> D((○境界確認事務 隣接土地所有者)) D --> A </pre>	
移譲前	移譲後				
<pre> graph TD A((○境界確認事務 隣接土地所有者)) --> B[境界確認申請] B --> C((市町村長)) C --> D((○境界確認事務 隣接土地所有者)) D --> A </pre>					
移譲による市町村のメリット	機能管理と財産管理が一本化されることで、住民サービスの向上が期待できる。				
一体的に処理することが効果的な移譲事務					
想定される事務量(年間処理件数)	1件				
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	他の業務との兼務で1名、資格不要				
必要な条例・規則等	特になし				

市町村への支援

説明会・研修会等	事務処理要領の配布
事務処理マニュアル	境界確認事務処理要領、土地改良法の規定に基づく地区編入承認事務処理要領、土地区画整理法の規定に基づく地区編入承認事務処理要領を配布
人的支援（職員派遣等）	専門的な事務でないため、県職員派遣・実務研修は特になし。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	6項3号、15項2号、33項4号
条例移譲の目安	準用河川指定市町村（25市13町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	25市13町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	県土整備部 用地課 指導・管理担当（048-830-5044）
県担当課 (地域政策機関)	各県土整備事務所

事務の概要

根拠法令	屋外広告物法、埼玉県屋外広告物条例
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物の表示又は掲出物件の設置について審査、許可を行う。 ○条例に違反している屋外広告物について、是正指導や処分を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示又は設置に係る許可（新規、変更改造）【条例6条1項、7条5項、12条1項】997件 ・許可期間の更新【条例11条3項】2,155件
主な事務の処理フロー	<p>The diagram illustrates the transfer of outdoor advertisement permit processing. It is divided into two main sections: '移譲前' (Before Transfer) and '移譲後' (After Transfer).</p> <p>移譲前 (Before Transfer): A box labeled '屋外広告物 設置者' (Outdoor Advertisement Installer) has a horizontal arrow pointing to the right labeled '許可申請' (Permit Application) leading to a box labeled '県' (County). A return arrow labeled '許可 是正指導' (Permit Issuance, Corrective Guidance) leads back to the installer.</p> <p>移譲後 (After Transfer): The '屋外広告物 設置者' box sends a '許可申請' (Permit Application) to a '市町村' (Town/City) box. The '市町村' box returns a '許可' (Permit) and '是正指導' (Corrective Guidance) to the '屋外広告物 設置者' box. There is also a dashed vertical arrow labeled '相談' (Consultation) pointing from the '市町村' box down to the '県' box. A dashed vertical arrow labeled '助言' (Advice) points from the '県' box up to the '市町村' box.</p>
移譲による 市町村のメリット	景観形成の重要な要素である屋外広告物については、市町村が事務を処理することにより、地域の特性に応じたきめ細かな対応が可能となり、良好なまちづくりに寄与する。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	新規許可15件、期間更新許可40件、変更改造許可6件程度
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	1人（建築担当課、都市計画担当課の職員が兼務する例が多い）
必要な条例・規則等	手数料条例の改正、行政手続法（条例）に基づく標準事務処理期間の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	事務説明の実施（移譲前に説明会や事務の受付研修を実施）
事務処理マニュアル	屋外広告物事務の手引き、屋外広告物事務事例集
人的支援（職員派遣等）	必要なし
移譲後のフォローアップ	担当者研修会の開催
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	14項1号、2号
条例移譲の目安	全市町村
移譲済市町村（法令）	指定都市及び中核市（4市）、独自条例制定時許可事務制定市（6市）
移譲済市町村（条例）	52市町村（29市、22町、1村） 未移譲1市
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 開発指導・屋外広告物担当（048-830-5528）
県担当課 (地域政策機関)	さいたま県土整備事務所 河川環境対策・管理担当

事務の概要

根拠法令	屋外広告物法
事務内容	埼玉県屋外広告物条例に違反して表示や設置がされ、管理されずに放置されていることが明らかなはり紙、はり札、広告旗及び立看板を除去する
主な移譲権限の R3年処理件数	・はり紙、はり札、広告旗及び立看板等の除却【法7条4項】33, 097件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[市町村] --> B["違反簡易広告物 (はり紙、立看板等)"] C["除却 保管 処分"] --- B </pre>
移譲による 市町村のメリット	違反簡易広告物の迅速な除去等が行うことができる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	561件
想定される事務量 (年間処理件数)	661件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	市町村における違反簡易広告物の除却標準実施要領
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	担当職員研修
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	14項3号
条例移譲の目安	全市町村
移譲済市町村（法令）	指定都市及び中核市（4市）
移譲済市町村（条例）	59市町村（36市22町1村） 未移譲なし
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 開発指導・屋外広告物担当（048-830-5528）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	建築基準法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第15条第1項による建築工事届、建築物除却届の受理 ・建築基準法第15条第4項による建築統計の作成※及び関係書類の保管 ※統計法第2条第4項に規定する基幹統計
主な移譲権限のR3年処理件数	30,986件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[工事届等] --> B[建築安全センター] B --> C[県] C --> D[国 (国土交通省)] C -- 集計 --> D D -- 報告 --> C style A fill:#e0e0e0 style B fill:#e0e0e0 style C fill:#e0e0e0 style D fill:#e0e0e0 </pre> <p style="text-align: center;">(毎月実施)</p> <p style="text-align: center;">(毎月実施)</p> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[工事届等] --> B[(限定)特定行政庁] B --> C[建築安全センター] C --> D[県] D --> E[国 (国土交通省)] C -- 集計 --> D D -- 報告 --> C style A fill:#e0e0e0 style B fill:#e0e0e0 style C fill:#e0e0e0 style D fill:#e0e0e0 style E fill:#e0e0e0 </pre> <p style="text-align: center;">(毎月実施)</p>
移譲による市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認審査時に合わせて建築統計の作成を行うことができるため、効率的であり、より正確な統計の内容にすることができる ・市町村が所管する建築物の着工状況等を毎月把握することができ、業務に活かすことができる
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	特定行政庁 : 1,710件 (令和3年度平均、12市) 限定特定行政庁 : 1,349件 (令和3年度平均、30市町)
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	建築行政職員が兼務
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	説明会の実施
事務処理マニュアル	国が作成したマニュアル等を配布
人的支援（職員派遣等）	・（限定）特定行政庁への移行前に、実務研修生の受け入れを実施すると共に、移行後当面の間、県職員を派遣している
移譲後のフォローアップ	調査票作成時の問い合わせに随時対応
財政支援	埼玉県建築動態統計調査交付金

基礎データ

事務処理特例 条例別表	23項目
条例移譲の目安	（限定）特定行政庁
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	各市、松伏町、杉戸町（各市町の所管する建築物に係るものが対象）（未移譲なし）
県担当課（本庁）	都市整備部 建築安全課 企画担当（048-830-5524）
県担当課 (地域政策機関)	各建築安全センター、駐在

事務の概要

根拠法令	土地区画整理事業法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○個人施行者が施行する土地区画整理事業に関し、施行の認可及びその公告、規準または規約及び事業計画の変更の認可及びその公告、事業の廃止又は終了の認可及び公告、認可に係る関係図書の国土交通大臣への送付、個人施行者の変動に関する届出の受理及びその公告、換地計画の認可、換地処分の届出の受理、換地処分があった旨の公告、監督等並びに認可の取消及び公告等を行う。 ○土地区画整理事業組合が施行する土地区画整理事業に関し、組合設立に認可及びその公告、事業計画の変更の認可及びその公告、事業計画に対する意見書の処理、認可に係る関係図書の国土交通大臣への送付、組合理事の氏名及び住所の届出の受理及びその公告、組合解散の認可及びその公告、決算報告の承認、換地計画の認可、換地処分の届出の受理、換地処分があった旨の公告、監督等並びに認可の取消等を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	個人施行の認可【法第9条】1件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "認可申請等" --> B[市町村] B -- "進達" --> C[県 受理] C -- "審査(法令違反の有無等)" --> D[認可] D -- "認可" --> A C -- "認可等の公告" --> E[] </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "認可申請等" --> B[市町村 受理] B -- "審査(法令違反の有無等)" --> C[認可] C -- "認可" --> A B -- "報告" --> D[県] D -- "認可等の公告" --> E[] </pre>
移譲による 市町村のメリット	より地域に密着した地元市町村の意向がまちづくりに反映できる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	なし
想定される事務量 (年間処理件数)	0～数件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	毎年度開催の主管課長会議で説明
事務処理マニュアル	認可事務マニュアル
人的支援（職員派遣等）	必要性なし
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	33項Ⅰ
条例移譲の目安	都市計画区域（市は面積要件なし）（40市21町）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）
移譲済市町村（条例）	32市21町
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当 （048-830-5425）
県担当課 (地域政策機関)	各建築安全センター、駐在

事務の概要

根拠法令	土地区画整理事業法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○個人施行者が施行する土地区画整理事業に関し、施行の認可及びその公告、規準または規約及び事業計画の変更の認可及びその公告、事業の廃止又は終了の認可及び公告、認可に係る関係図書の国土交通大臣への送付、個人施行者の変動に関する届出の受理及びその公告、換地計画の認可、換地処分の届出の受理、換地処分があった旨の公告、監督等並びに認可の取消及び公告等を行う。 ○土地区画整理事業組合が施行する土地区画整理事業に関し、組合設立に認可及びその公告、事業計画の変更の認可及びその公告、事業計画に対する意見書の処理、認可に係る関係図書の国土交通大臣への送付、組合理事の氏名及び住所の届出の受理及びその公告、組合解散の認可及びその公告、決算報告の承認、換地計画の認可、換地処分の届出の受理、換地処分があった旨の公告、監督等並びに認可の取消等を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	事業計画の変更【法第39条】8件 換地計画の認可【法第86条】4件
主な事務の処理フロー	 <p>移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "認可申請等" --> B[市町村] B -- "進達" --> C[県 受理] C -- "審査(法令違反の有無等)" --> D[認可] D -- "認可等の公告" --> E[申請者] </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "認可申請等" --> B[市町村 受理] B -- "審査(法令違反の有無等)" --> C[認可] C -- "認可等の公告" --> D[申請者] B -- "報告" --> E[県] </pre>
移譲による 市町村のメリット	より地域に密着した地元市町村の意向がまちづくりに反映できる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	なし
想定される事務量 (年間処理件数)	数件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	○毎年度開催の主管課長会議で説明 ○移譲予定市の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	認可事務マニュアル
人的支援（職員派遣等）	必要性なし
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	33項2
条例移譲の目安	都市計画区域の市（40市）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）
移譲済市町村（条例）	17市（未移譲15市）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当（048-830-5425）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	土地区画整理法
事務内容	○区画整理会社が施行する土地区画整理事業に関し、施行の認可及びその公告、事業計画の変更の認可及びその公告、事業計画に対する意見書の処理、認可に係る関係図書の国土交通大臣への送付、区画整理会社の合併又は事業譲渡等の認可、土地区画整理事業の廃止又は終了の認可、換地計画の認可、換地処分の届出の受理、換地処分があった旨の公告、監督等並びに認可の取消等を行う。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "認可申請等" --> B[市町村] B -- "進達" --> C[県 受理] C -- "審査(法令違反の有無等)" --> D[認可] D -- "認可等の公告" --> E[申請者] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "認可申請等" --> B[市町村 受理] B -- "審査(法令違反の有無等)" --> C[認可] C -- "認可等の公告" --> D[申請者] B -- "報告" --> E[県] </pre>
移譲による市町村のメリット	より地域に密着した地元市町村の意向がまちづくりに反映できる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	本県で実績なし。
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	○全国的に会社施行は執行に対して未知な部分が多い。よって、将来にわたり、事例収集を行い、事例紹介等により市への研修を検討する必要がある。
事務処理マニュアル	法令等を配布
人的支援（職員派遣等）	必要性なし
移譲後のフォローアップ	○全国的に会社施行は執行に対して未知な部分が多い。よって、将来にわたり、事例収集を行い、事例紹介等により市への研修を検討する必要がある。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	33項5号
条例移譲の目安	都市計画区域の市（40市）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）
移譲済市町村（条例）	12市（未移譲20市）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当 （048-830-5425）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	土地区画整理事業施行区域の建築等の許可
事務内容	○土地区画整理事業施行区域における建築等の許可。許可申請があった場合は施行者に対して意見を聴取し、必要に応じて許可に条件を付与する。また、違反に対する原状回復・除却命令し、原状回復命令等において命ずべき者が確知出来ない場合の措置及び公告を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	法76条第1項の建築行為等の許可10件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[県 受理] B -- "審査(事業への障害の有無)" --> C[審査結果 (許可・不許可)] B <-- "意見の聴取" --> D[施行者 (個人・組合) (県・機構・公社)] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[市町村 受理] B -- "審査(事業への障害の有無)" --> C[審査結果 (許可・不許可)] B <-- "意見の聴取" --> D[施行者 (個人・組合) (県・機構・公社)] </pre>
移譲による 市町村のメリット	より地域に密着した地元市町村の意向がまちづくりに反映できる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	数件～数百件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	○毎年度開催の主管課長会議で説明 ○移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	法規等を配布。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性はない。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	33項6号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	市（個人・組合・市施行のみ）（40市）
移譲済市町村（条例）	40市21町（市は県・機構・公社施行のみ、町は国土交通大臣施行以外）（未移譲市町村なし）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当（048-830-5381）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	租税特別措置法
事務内容	○優良宅地造成認定申請書の受理、審査、認定書・証明書の交付、地位承継の届出受理
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <p style="text-align: center;">移譲後</p>
移譲による市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 当該事務は開発行為の許可等の事務と同一主体が行う事務である。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	<ul style="list-style-type: none"> No.118優良住宅の認定事務（租税特別措置法） No.129開発行為の許可等の事務（都市計画法）
想定される事務量（年間処理件数）	<ul style="list-style-type: none"> 0～5件程度
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可事務担当との兼務
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> 手数料条例 認定規則 行政手続法に基づく審査基準、標準処理期間の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	・移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	優良宅地造成・優良住宅新築認定事務処理の手引きを権限移譲に併せ配付する。
人的支援（職員派遣等）	・県職員の派遣（開発行為許可事務と兼務） ・実務研修の受入れ（開発行為許可事務と兼務）
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	37項1号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	40市11町（未移譲 11町1村）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 開発指導・屋外広告物担当 （048-830-5478）
県担当課 (地域政策機関)	川越建築安全センター東松山駐在 開発指導・屋外広告物担当

事務の概要

根拠法令	租税特別措置法
事務内容	○優良住宅新築認定申請書の受理、審査、認定書等の交付
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "優良住宅認定申請" --> B[町村 調査] B -- "進達" --> C[建築安全センター 審査 認定] C -- "優良住宅認定済書交付" --> A </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "優良住宅認定申請" --> B[市町村 調査 審査 認定] B -- "優良住宅認定済書交付" --> A </pre>
移譲による市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 当該事務は優良宅地認定事務と同一主体が行う事務である。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	<ul style="list-style-type: none"> No.117優良宅地の認定事務（租税特別措置法） No.129開発行為の許可等の事務（都市計画法）
想定される事務量（年間処理件数）	<ul style="list-style-type: none"> 0～5件程度
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可事務担当との兼務
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> 手数料条例 認定規則 行政手続法に基づく審査基準、標準処理期間の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	・移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	優良宅地造成・優良住宅新築認定事務処理の手引きを権限移譲に併せ配付する。
人的支援（職員派遣等）	・県職員の派遣（開発行為許可事務と兼務） ・実務研修の受入れ（開発行為許可事務と兼務）
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	37項1号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	40市11町（未移譲 11町1村）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 開発指導・屋外広告物担当 （048-830-5478）
県担当課 (地域政策機関)	川越建築安全センター東松山駐在 開発指導・屋外広告物担当

事務の概要

根拠法令	租税特別措置法施行令
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【特定の民間再開発事業の認定】（法20条の2第13項）：優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 ○【特定民間再開発事業の認定】（法25条の4第2項）：既成市街地内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税特例 ○【地区外転出事情の認定】（法第25条の4第17項）既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
主な移譲権限のR3年処理件数	0 件
主な事務の処理フロー	<pre> graph LR subgraph 移譲前 [移譲前] A[事業者] <--> B[県] A -- "認定申請" --> B B -- "認定" --> A end subgraph 移譲後 [移譲後] A[事業者] <--> C[市町村] C -- "認定申請" --> A C -- "認定" --> A C <--> D[県] D -- "相談" --> C D -- "助言" --> C end </pre>
移譲による市町村のメリット	民間再開発の促進に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0～1 件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。

市町村への支援

説明会・研修会等	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。複数市町村に移譲の場合、引継ぎのための事務説明会の開催の場合あり。
移譲後のフォローアップ	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	37項2号、3号
条例移譲の目安	特定行政庁（12市）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	12市
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当 （048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	駐車場法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○路外駐車場の設置、管理規定、管理規定の変更、休止等についての届出の受理 ○路外駐車場の施設もしくは業務に関し行う検査 ○この法律等に違反しているもの等に対し、是正措置命令などを行う
主な移譲権限の R3年処理件数	<p>届出の受理【法第12条】3件 届出の受理【法第13条第1項】2件</p> <pre> graph LR subgraph Before [移譲前] direction TB A1[路外駐車場管理者] --> B1[駐車場設置、管理規定の届出] B1 --> C1[県] C1 --> D1[検査、確認、適合命令] D1 --> A1 end subgraph After [移譲後] direction TB A2[路外駐車場管理者] --> B2[駐車場設置、管理規定の届出] B2 --> C2[市町村] C2 --> D2[検査、確認、適合命令] D2 --> A2 end </pre>
主な事務の処理フロー	
移譲による 市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲を進めている高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による特定路外駐車場の事務と併せて、身近な市町村で事務を一本化できる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	No.156 「特定路外駐車場設置の届出受理等」
想定される事務量 (年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲済みのため不要
事務処理マニュアル	特定路外駐車場の事務と併せて手引きを作成し配布済み（平成20年3月）
人的支援（職員派遣等）	移譲済みのため不要
移譲後のフォローアップ	事務処理に係る相談等に関しては隨時対応する
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	38項
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	40市
移譲済市町村（条例）	21町（未移譲なし）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 施設計画担当（048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	住宅地区改良法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業施行上、物理的に障害を及ぼすような行為について許可を行う。 ○同許可の違反者への是正命令及び代執行。 ○施行の準備のための測量、試掘等の許可。
主な移譲権限のR3年処理件数	0 件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[県] B -- "許可" --> A </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[市町村] B -- "許可" --> A </pre>
移譲による市町村のメリット	事務処理の迅速化により、許可申請者の負担減となる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0～1 件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣、実務研修の必要性はなし。
移譲後のフォローアップ	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	43項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	8町（未移譲14町1村）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当 （048-830-5376）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	新住宅市街地開発法
事務内容	○新住宅市街地開発事業が完了・公告後、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨の表示した標識を設置しなければならない。標識を移転、除却等する場合は承諾する。
主な移譲権限の R3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	
移譲による 市町村のメリット	より地域に密着した地元市町村の意向がまちづくりに反映できる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	0件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	
必要な条例・規則等	

市町村への支援

説明会・研修会等	○毎年度開催の主管課長会議で説明 ○移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	法規等を配布
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性はない。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	52項
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	6市1町（未移譲 34市20町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当（048-830-5381）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	河川法
事務内容	申請等にかかる審査事務、現地調査等
主な移譲権限の R3年処理件数	土地の占用許可【法第24条】 108件 工作物設置のための土地の占用許可【法第24・26条】 94件 河川保全区域内の工作物設置等の許可【法第55条】 97件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph TD AP[申請者] -- "許可申請" --> SLMO[さいたま県土整備事務所] SLMO -- "許可" --> AP </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph TD AP[申請者] -- "許可申請" --> SM[さいたま市] SM -- "許可" --> AP </pre>
移譲による 市町村のメリット	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	公有水面埋立法
想定される事務量 (年間処理件数)	さいたま県土整備事務所のうちさいたま市に係る分 350件程度
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	道路及び河川に関する管理事務で8名（現在のさいたま県土整備事務所の体制）
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	
事務処理マニュアル	河川法逐条解説、河川敷地の占用許可準則ハンドブック
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	
財政支援	なし

基礎データ

事務処理特例 条例別表	未移譲
条例移譲の目安	指定都市
移譲済市町村（法令）	なし（政令により、指定都市への移譲可能）
移譲済市町村（条例）	
県担当課（本庁）	県土整備部 河川環境課 総務・管理担当 048-830-5133
県担当課 (地域政策機関)	さいたま県土整備事務所 河川環境対策・管理担当

事務の概要

根拠法令	流通業務施設の整備に関する基本方針の策定
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○流通業務施設の整備に関する基本方針の策定及び変更 ○流通業務施設の整備に関する基本方針及びその変更の公表
主な移譲権限の R3年処理件数	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定【法第3条の2第1項】0件 ・基本方針の公表【法第3条の2第6項】0件 ・基本方針の変更及びその公表【法第3条の2第7項】0件 ・流通業務地区内の施設建設の許可（市：法令移譲）【法第5条1項ただし書】1件
主な事務の処理フロー	<pre> graph TD subgraph 移譲前 [移譲前] A[市町村の意見聴取] --> B[基本方針の策定・変更] B --> C[公 表] end subgraph 移譲後 [移譲後] D[基本方針の策定・変更] --> E[公 表] end </pre> <p>The flowchart illustrates the processing flow for basic policy formulation. It is divided into two main phases: 'Before Transfer' (移譲前) and 'After Transfer' (移譲後). In the 'Before Transfer' phase, the process starts with 'Opinion Gathering from Municipalities' (市町村の意見聴取), leading to 'Formulation/Change of Basic Policy' (基本方針の策定・変更), which then leads to 'Publication' (公表). In the 'After Transfer' phase, the process begins with 'Formulation/Change of Basic Policy' (基本方針の策定・変更), followed by 'Publication' (公表).</p>
移譲による 市町村のメリット	流通業務市街地の整備に関する事務を行うことにより、市町の実情に応じた流通業務施設の整備を主体的に進めることができる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	基本方針の策定：過去処理実績なし
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	具体的な支援策は未定
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は随時対応
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	58項1,2号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	14市1町（未移譲 26市20町）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 都市計画担当 （048-830-5341） 都市整備部 都市計画課 施設計画担当 （048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市計画法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為許可申請書の受理、審査、許可通知書の交付 ○工事完了の検査、検査済証の交付、完了公告 ○開発登録簿の調製、保管 ○開発許可等に係る報告、資料の提出の要求、勧告、助言 ○法令違反者に対する是正のための措置
主な移譲権限のR3年処理件数	開発行為許可3,901件、建築等許可749件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph TD A[申請者] -- "開発行為許可" --> B[町村 調査] B -- "進達" --> C[建築安全センター 審査] C -- "許可・不許可の通知" --> D[検査] D -- "検査済証作成" --> E[完了公告] E -- "開発登録簿の調製" --> F[検査済証交付] F -- "完了検査申請" --> G[申請者] G -- "許可証交付" --> H[申請者] </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph TD A[申請者] -- "開発行為許可申請" --> I[市町村 調査] I -- "審査" --> J[許可・不許可の通知] J -- "完了検査申請" --> K[申請者] K -- "許可証交付" --> L[申請者] L -- "検査" --> M[検査済証作成] M -- "検査済証交付" --> N[申請者] N -- "完了公告" --> O[開発登録簿の調製] </pre>
移譲による市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村条例などにより、地域特性を反映した許可基準（条例、審査基準）の強化、緩和の設定ができ、よりきめ細かく地域の実情に応じた許可制度の運用が可能となる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	<ul style="list-style-type: none"> ・No.117優良宅地認定事務（租税特別措置法） ・No.122宅地造成工事規制区域の指定等（宅地造成等規制法） ・No.124宅地造成工事規制区域の宅地造成工事の許可等（宅地造成等規制法） ・No.118優良住宅認定事務（租税特別措置法） ・No.123宅地造成工事規制区域の指定に係る測量のための試掘許可等（宅地造成等規制法） ・No.125造成宅地防災区域の指定等（宅地造成等規制法）
想定される事務量（年間処理件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為許可 町村当たり平均2件（R3実績） ・開発行為許可関連総事務量 町村当たり平均13件（R3実績）※開発行為許可含む
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	<ul style="list-style-type: none"> ・人員：3名以上 ・資格：特になし（土木、建築の技術者）
必要な条例・規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法3章1節の規定に基づく条例 ・手続に関する規則 ・行政手続法に基づく審査基準、標準処理日数の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	・移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。市町村から希望があれば、移譲（1～2年）前に建築安全センターにおいて実務研修を行う。
事務処理マニュアル	・都市計画法の基づく開発許可制度の解説
人的支援（職員派遣等）	・県職員の派遣（優良宅地等認定事務と兼務） ・実務研修の受入れ（優良宅地等認定事務と兼務）
移譲後のフォローアップ	・困難な事案に対しての相談は随時対応する。 ・職員の習熟度に応じた研修を行う。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	62項1号
条例移譲の目安	市町村（32市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市、施行時特例市（8市）
移譲済市町村（条例）	32市11町（未移譲 11町1村）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 開発指導・屋外広告物担当（048-830-5478）
県担当課 (地域政策機関)	川越建築安全センター東松山駐在 開発指導担当

事務の概要

根拠法令	都市計画法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画施設の区域又は、市街地開発事業の施行区域内における建築の許可申請があった場合の許可事務 ○都市計画施設の区域又は、市街地開発事業の施行区域内における国の機関が行う行為について、国の機関との協議 ○許可又は承認を受けたものに対し、法の施行のため必要な限度において、報告もしくは、資料の提出を求め、又は必要な勧告もしくは助言をすることが出来る ○許可又は承認を受けた者に対し、取り消し、変更などの違反を是正するための必要な措置を執ることを命ずることが出来る
主な移譲権限の R3年処理件数	許可【法第53条第1項】28件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <p>申請から許可までの流れ</p> <p>申請者 → 受付 (郵便・郵便)</p> <p>申請書 3部 → 審査 (建築安全セントラル所長)</p> <p>通知書 1部or2部 → 申請者</p> <p>通知書 1部 → 受付 (郵便・郵便)</p> <p>関係機関 → 必要に応じて協議</p> <p>事前相談</p> <p>移譲後</p> <p>申請から許可までの流れ</p> <p>申請者 → 審査</p> <p>申請書 3部 → 審査</p> <p>通知書 1部 → 申請者</p> <p>通知書 1部 → 受付 (郵便・郵便)</p> <p>関係機関 → 必要に応じて協議</p> <p>事前相談</p>
移譲による 市町村のメリット	他の移譲事務と併せて、身近な市町村で、建築物の許可等の事務を一本化できる
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	No.131都市計画施設等の区域内における建築許可の基準の特例等 No.132都市計画事業等の区域内における建築制限等
想定される事務量 (年間処理件数)	約3件（前年度処理件数／条例移譲済み町数）
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	建築主事の設置（限定特定行政庁）
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に対応する
事務処理マニュアル	県が許可を行う区域が対象の手引きを参考配布
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	委譲済みであるが、事務処理に当たっての相談等は随時対応する
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	62項3号
条例移譲の目安	建築主事の設置（40市2町）
移譲済市町村（法令）	40市
移譲済市町村（条例）	2町（未移譲なし）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 施設計画担当（048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	各建築安全センター

事務の概要

根拠法令	都市計画法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○都市施設の区域内の土地でその指定したものの区域、又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の許可については、法第53条第1項の許可をしないことができる。 ○土地の指定をすること又は、土地の買取りの申出の相手方として定めることのできる申出の受理。 ○土地の指定をすべきことを申出した者を土地の買取りの申出及び届出の相手方として定めることができる。 ○土地の指定又は、土地の買取りの申出及び届出の相手方を定めるときは、その旨を公告する。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[都市計画事業者] -- 申出 --> B[県] B --> C[公告] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[都市計划事業者] -- 申出 --> B[市町村] B --> C[公告] </pre>
移譲による市町村のメリット	他の移譲事務と併せて、身近な市町村で、建築物の許可等の事務を一本化できる
一体的に処理することが効果的な移譲事務	No.130都市計画施設等の区域内における建築許可等 No.132都市計画事業等の区域内における建築制限等
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に対応する。
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	不要
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	62項4号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	40市
移譲済市町村（条例）	8町（未移譲 13町）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 施設計画担当（048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市計画法				
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地開発事業等施行予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、建築等を行なう者への許可事務 ○当該国の機関と協議が成立することをもって、開発許可があつたこととなる。 				
主な移譲権限の R3年処理件数	許可【法第65条第1項】1件				
主な事務の処理フロー	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">移譲前</th> <th style="background-color: #cccccc;">移譲後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <pre> graph LR A["県"] -- "許可" --> B["都市計画事業者"] C["県"] -- "協議" --> D["国"] </pre> </td> <td> <pre> graph LR E["市町村"] -- "許可" --> F["都市計画事業者"] G["市町村"] -- "協議" --> H["国"] </pre> </td> </tr> </tbody> </table>	移譲前	移譲後	<pre> graph LR A["県"] -- "許可" --> B["都市計画事業者"] C["県"] -- "協議" --> D["国"] </pre>	<pre> graph LR E["市町村"] -- "許可" --> F["都市計画事業者"] G["市町村"] -- "協議" --> H["国"] </pre>
移譲前	移譲後				
<pre> graph LR A["県"] -- "許可" --> B["都市計画事業者"] C["県"] -- "協議" --> D["国"] </pre>	<pre> graph LR E["市町村"] -- "許可" --> F["都市計画事業者"] G["市町村"] -- "協議" --> H["国"] </pre>				
移譲による 市町村のメリット	他の移譲事務と併せて、身近な市町村で、建築物の許可等の事務を一本化できる。				
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	No.130都市計画施設等の区域内における建築許可等 No.131都市計画施設等の区域内における建築許可の基準の特例等				
想定される事務量 (年間処理件数)	0～1件				
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし				
必要な条例・規則等	なし				

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に対応する。
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	不要
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	62項5号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	40市
移譲済市町村（条例）	8町（未移譲 13町）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 施設計画担当（048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市計画法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業予定地内の土地の所有者から建築物の建築旨が申し出され、許可されないときは、当該土地を買い取るべき旨の申し出があった場合においては、土地を時価で買い取るものとする。 ○買い取るべき旨の申し出を受けた者は、当該土地を買い取るべき旨においては、土地を時価で買い取る旨を通知する。 ○買取りの相手方として公告された者は、買い取らない旨の通知をしたときは、その旨の通知を受理する。 ○事業予定地内の土地の有償譲渡について、制限があることを関係権利者に周知させるため公告すること。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph TD A[都市計画事業者] --> B[県] A --> C[県] B --> D[住民] C --> E[住民] E --> F[公告] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph TD A[都市計画事業者] --> B[市町村] A --> C[市町村] B --> D[住民] C --> E[住民] E --> F[公告] </pre>
移譲による市町村のメリット	他の移譲事務と併せて、身近な市町村で、建築物の許可等の事務を一本化できる
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に対応する。
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	不要
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	62項6号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	40市
移譲済市町村（条例）	9町（未移譲 12町）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 施設計画担当（048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市計画法
事務内容	○都市計画事業予定者から提出された申請書が、都市計画に適合し、かつ、事業期間が適切であることを確認した場合、事業の認可を行うことができる。
主な移譲権限の R3年処理件数	認可【法第59条第1項】5件 認可【法第59条第4項】1件 意見の聴取【法第59条第5項】1件 公告【法第60条の2第2項】3件 告示及び図書の写しの送付【法第62条第1項】21件 認可【法第63条第1項】14件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[都市計画事業者 (市・特許事業者)] --> B[都市計画事業認可権者 (県)] B -- 認可 --> A </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[都市計画事業者 (市・特許事業者)] --> B[都市計画事業認可権者 (県)] B -- 認可 --> A </pre>
移譲による 市町村のメリット	都市計画決定権者である市自らの判断で、事業計画等（申請書）を作成し認可を行うことができる
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	なし
想定される事務量 (年間処理件数)	0～5件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に対応する
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	認可申請書は市が作成しており、認可のための人的支援は必要ない
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	62項7号
条例移譲の目安	都市計画決定権者（40市）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	19市（未移譲 21市）
県担当課（本庁）	県土整備部 道路街路課 市町村道担当（道路）（048-830-5085） 下水道局 下水道事業課 計画・公共下水道担当（下水道）（048-830-5458） 都市整備部 公園スタジアム課 公園企画担当（公園）（048-830-5401） 都市整備部 都市計画課 施設計画担当（その他都市施設）（048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市再開発法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 【建築行為等の許可の制限】（法7条の4第1項、法66条第1項） : 地区内における建築行為等の許可を行う。 <input type="radio"/> 【違反行為に対する命令】（法7条の5第1項、法66条第4項） : 建築行為等の許可における違反を是正するための必要な措置を命ずる。 <input type="radio"/> 【違反行為に対する措置及び公告】（法7条の5第2項、法66条第5項） : 違反を是正する措置を自ら行い、措置を行う旨を公告しなければならない。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>The diagram illustrates the process flow before and after the transfer:</p> <p>移譲前 (Transfer Before):</p> <ul style="list-style-type: none"> The "建築等をしようとする者" (Applicant) sends an "許可申請" (Permit Application) to the "県" (Prefecture). The "県" issues a "許可" (Permit) to the "建築等をしようとする者". The "県" performs "意見聴取" (Public Consultation) with the "施行者" (Implementer). The "県" sends a "命令" (Order) to the "違反をした者" (Person who violated) via the "市町村" (Municipality). <p>移譲後 (Transfer After):</p> <ul style="list-style-type: none"> The "建築等をしようとする者" sends an "許可申請" to both the "市町村" and the "県". The "市町村" issues a "許可" to the "建築等をしようとする者". The "市町村" performs "助言" (Advice) with the "施行者". The "市町村" performs "相談" (Consultation) with the "県". The "市町村" performs "意見聴取" with the "施行者". The "市町村" sends a "命令" to the "違反をした者" via the "県". The "県" performs "助言" with the "市町村". The "県" performs "相談" with the "市町村".
移譲による市町村のメリット	市街地再開発事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	市街地再開発促進区域の土地の買取り等（事務No. I36）
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定。

市町村への支援

説明会・研修会等	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	63項1・8号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）、一般市（32市：一部事務）
移譲済市町村（条例）	32市9町（未移譲12町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市再開発法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【土地の買取における申出の受理】（法7条の6第1項） ：県及び市町村の土地の買取における申出の受理を行う。 ○【申出に基づく公告】（法7条の6第2項） ：土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、公告しなければならない。 ○【土地の管理】（法7条の7第4項） ：買い取った土地を都市計画に適合するように管理しなければならない。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<pre> graph TD subgraph 移譲前 [移譲前] A[市町村] -- 申出 --> B[県] B -- 受理 --> C[土地の買取りの申出の相手方] C -- 定める --> D[] end subgraph 移譲後 [移譲後] E[県又は市町村] -- 申出 --> F[市町村] F -- 受理 --> G[土地の買取りの申出の相手方] G -- 定める --> H[] I[土地の所有者] -- 申出 --> J[県] J -- 買い取り --> I I -- 申出 --> F F -- 買い取り --> I I -- *土地の買取りの申出の相手方がいるときはその者 --> H end </pre>
移譲による市町村のメリット	市街地再開発事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	市街地再開発促進区域・第一種市街地再開発事業施行区域の建築許可等（事務No.135）
想定される事務量（年間処理件数）	0～1件
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	63項2号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）、一般市（32市）
移譲済市町村（条例）	8町（未移譲13町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市再開発法
事務内容	<p>○【認可関係】（法7の9第1項、法7の16第1項、法7の17第4項、法7の20第1項、法11条第1項、法11条第2項、法11条第3項、法38条第1項、法45条第4項、法50条の2第1項、法50条の9第1項、法50条の12第1項、法50条の15第1項、法72条第1項、法118条の6第1項、法124条の2第2項、法125条第4項、法第125条の2第4項、法133条第1項） 事業認可から解散認可までの知事が行う認可業務</p> <p>○【公告又は図書の送付関係】（法7条の15第1項、法7条の17第8項、法19条第1項及び第2項、法28条第2項、法第45条第6項、法50条の8第1項、法117条第2項、法124条の2第3項、法125条の2第5項、施行令18条第2項、施行規則39条第3項及び第5項） 認可等の業務に係る公告及び図書の送付業務</p>
主な移譲権限のR3年処理件数	3件
主な事務の処理フロー	<pre> graph LR subgraph Before [移譲前] direction TB S1[実施者] <--> P1[県] S1 -- "認可申請" --> P1 P1 -- "認可" --> S1 end subgraph After [移譲後] direction TB S2[実施者] <--> M1[市町村] S2 -- "認可申請" --> M1 M1 -- "認可" --> S2 M1 -- "相談" --> P2[県] P2 -- "助言" --> M1 end </pre> <p>The diagram illustrates the transfer of delegation. In the 'Before' phase (移譲前), the 'Implementer' (実施者) and 'Prefecture' (県) exchange information and the 'Implementer' submits an application for recognition to the 'Prefecture'. The 'Prefecture' then grants recognition to the 'Implementer'. In the 'After' phase (移譲後), the 'Implementer' and 'City/Town' (市町村) exchange information and the 'Implementer' submits an application for recognition to the 'City/Town'. The 'City/Town' grants recognition to the 'Implementer'. Additionally, the 'City/Town' consults with the 'Prefecture', which provides advice to the 'City/Town'.</p>
移譲による市町村のメリット	市街地再開発事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	再開発組合の事業報告書・収支計算書等の受理（事務No.138） 市街地再開発事業を除く再開発事業計画の認定等（事務No.140）
想定される事務量（年間処理件数）	5件程度（事業の有無・内容によりバラつき有）
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定。

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。複数市町村に移譲の場合、引継ぎのための事務説明会の開催の場合あり。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	63項3・5号
条例移譲の目安	人口20万人以上（9市）・施行時特例市
移譲済市町村（法令）	指定都市（第一種市街地再開発事業のみ）
移譲済市町村（条例）	6市（未移譲3市）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市再開発法
事務内容	再開発組合の理事長は毎事業年度、事業報告書・収支計算書等を知事に提出しなければならない。その書類の受理を行う業務。
主な移譲権限のR3年処理件数	3件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[実施者] -- 報告 --> B[県] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[実施者] -- 報告 --> B[市町村] B <-- 相談 --> C[県] B <-- 助言 --> C </pre>
移譲による市町村のメリット	市街地再開発事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	個人・組合・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等（事務No.137） 市街地再開発事業を除く再開発事業計画の認定等（事務No.140）
想定される事務量（年間処理件数）	0～1件
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

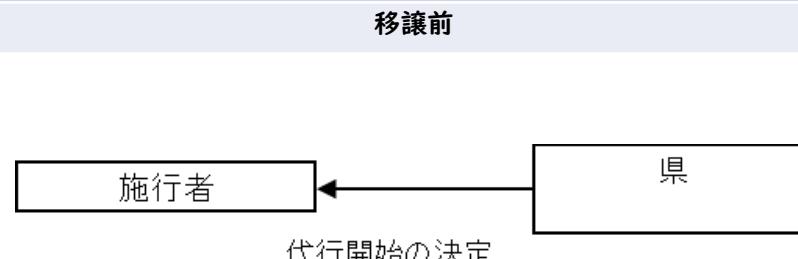
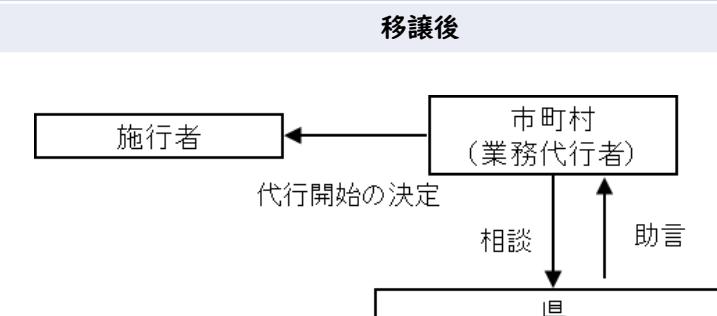
市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
移譲後のフォローアップ	市町村の求めに応じて相談を受ける。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	63項3号
条例移譲の目安	人口20万人以上（9市）・施行時特例市
移譲済市町村（法令）	指定都市
移譲済市町村（条例）	5市（未移譲3市）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市再開発法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【測量及び調査等の許可】（法60条第1項、法61条第1項） 測量及び調査のための立ち入り、並びに障害物の伐除及び土地の試掘の許可 ○【事業代行に関する事務】（法112条、法113条、法114条） 事業代行者の決定や広告等の事業代行に関する事務 ○【監督業務】（法124条第3項、法124条の2第1項、法125条第1項、法第125条第2項、法125条第3項、法125条第5項、法125条第6項、法125条第7項、法125条の2第1項、法125条の2第2項、法125法の2第3項） 個人施行者、組合及び再開発会社に対する検査及び命令
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p>  <p>移譲後</p> 
移譲による市町村のメリット	市街地再開発事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	なし
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	63項5・6・7・9・10号
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）、一般市（32市：一部事務）
移譲済市町村（条例）	40市8町（未移譲13町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	都市再開発法
事務内容	市街地再開発事業を除く再開発事業を実施しようとする者は、再開発事業に関する計画を認定等する事務。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[施行者] -- "認定申請" --> B[県] B -- "認定" --> A </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[施行者] -- "認定申請" --> B[市町村] B -- "認定" --> A B -- "相談" --> C[県] C -- "助言" --> B </pre>
移譲による市町村のメリット	市街地再開発事業などに市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	個人・組合・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等（事務No.137） 再開発組合の事業報告書・収支計算書等の受理（事務No.139）
想定される事務量（年間処理件数）	0～1件
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	63項II号
条例移譲の目安	人口20万人以上（9市）・施行時特例市
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲なし）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律												
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域内等の一定規模以上の土地等を有償譲渡しようとする者からの届出の受理。 ○都市計画区域内等の土地を地方公共団体に買取って欲しい旨の申出の受理。 ○届出・申出に対して、買取り協議を行う団体等の指定、または、買取り協議団体がない旨を、市町村が受理してから3週間以内に通知する。 												
主な移譲権限の R3年処理件数	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地有償譲渡の受理</td> <td style="width: 15%;">【法4条1項】</td> <td style="width: 15%;">36件</td> </tr> <tr> <td>土地買取り希望申出の受理</td> <td>【法5条1項】</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>買取り協議団体の決定および通知</td> <td>【法6条1項】</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>買取り協議団体がない旨の通知</td> <td>【法第6条3項】</td> <td>40件</td> </tr> </table>	土地有償譲渡の受理	【法4条1項】	36件	土地買取り希望申出の受理	【法5条1項】	18件	買取り協議団体の決定および通知	【法6条1項】	14件	買取り協議団体がない旨の通知	【法第6条3項】	40件
土地有償譲渡の受理	【法4条1項】	36件											
土地買取り希望申出の受理	【法5条1項】	18件											
買取り協議団体の決定および通知	【法6条1項】	14件											
買取り協議団体がない旨の通知	【法第6条3項】	40件											
主な事務の処理フロー	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>移譲前</p> <pre> graph LR A[届出・申出者] --> B[市町村] B --> C[県] C --> B </pre> </div> <div style="text-align: center;"> <p>移譲後</p> <pre> graph LR A[届出・申出者] --> B[市町村] B <--> C[県] </pre> </div> </div>												
移譲による 市町村のメリット	事務手続きが簡素化され、通知までの期間が短縮される。												
一体的に処理することが 効果的な移譲事務													
想定される事務量 (年間処理件数)	1.5件（届出・申出件数／未移譲町村数） ※当該町村の届出等の受理件数＝県事務処理件数となる。 ※件数は年度によってばらつきがある。												
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	特になし												
必要な条例・規則等	町村で事務処理要領を定める必要がある（国が示す標準事務処理要領を参照）												

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	「公有地の拡大の推進に関する法律に係る届出・申出に関する事務処理マニュアル」を配布 想定問答集等を随時提供
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は随時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	72項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	40市
移譲済市町村（条例）	10町（未移譲12町1村）
県担当課（本庁）	県土整備部 用地課 総務・先行取得担当（048-830-5043）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	都市緑地法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別緑地保全地区内における行為の許可申請の受付、審査等の許可事務 ○特別緑地保全地区内において法に定める通知及び届出書の受理事務、必要に応じた助言又は勧告 ○特別緑地保全地区内において国の機関または地方公共団体が行う行為の協議 ○違反者に対する原状回復命令等 ○立入検査等
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[行為者] -- "届出受理" --> B[県] B -- "必要に応じて助言又は勧告" --> A </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[行為者] -- "届出受理" --> C[市町村] C -- "必要に応じて助言又は勧告" --> A </pre>
移譲による市町村のメリット	特別緑地保全地区内の行為制限への対応が迅速化される。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	事前相談、申請、書類審査、現地調査等 0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	なし
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	74項
条例移譲の目安	特別緑地保全地区を有する市町村
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	1町（未移譲なし）
県担当課（本庁）	環境部 みどり自然課 みどり保全・総合調整担当（048-830-3151）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	国土利用計画法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○土地売買等届出書の受理 ○届出から2年後に、届出された土地の利用状況を調査 ○利用されている場合は調査終了 ○利用されていない場合、土地所有者に利用促進を求める通知を行う ○土地所有者から利用計画を提出させる ○利用計画の検討、助言 ○利用計画に問題がある場合は勧告 ○勧告後の報告徴収 ○買取り協議
主な移譲権限の R3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <p>移譲後</p>
移譲による 市町村のメリット	地元の土地利用状況を詳細に把握している市町村が権限を有することで、迅速かつ的確な対応が可能となる
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	土地売買等届出土地の調査 5～10件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	2～3名の人員配置（兼務）
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	特になし
事務処理マニュアル	毎年度報告を求める通知の際に、調査票記入要領を添付している。
人的支援（職員派遣等）	特になし
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時受け付ける。
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	77項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	指定都市以外の市町村（39市22町1村）（未移譲なし）
県担当課（本庁）	企画財政部 土地水政策課 土地政策担当（048-830-2188）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
事務内容	○土地区画整理促進区域における建築等の許可。許可申請があった場合は施行者に対して意見を聴取し、必要に応じて許可に条件を付与する。また、違反に対する原状回復・除却命令し、原状回復命令等において命ずべき者が確知出来ない場合の措置及び公告を行う。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[県 受理] B --> C[審査(事業への障害の有無)] C --> D[申請者] D -- "審査結果 (許可・不許可)" --> A </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[市町村 受理] B --> C[審査(事業への障害の有無)] C --> D[申請者] D -- "審査結果 (許可・不許可)" --> A </pre>
移譲による市町村のメリット	より地域に密着した地元市町村の意向がまちづくりに反映できる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	数件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	土地区画整理担当との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要。

市町村への支援

説明会・研修会等	○毎年度開催の主管課長会議で説明 ○移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	法規等を配布。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性はない。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	78項Ⅰ号
条例移譲の目安	大都市地域（37市12町）
移譲済市町村（法令）	市（37市）
移譲済市町村（条例）	12町（未移譲市町村なし）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当（048-830-5381）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
事務内容	○土地区画整理促進区域内の土地に関し、土地所有者から土地の買取りの申出があった場合、買い取る旨又は買い取らない旨の土地所有者への通知、市町村等を土地の買取りの申出の相手方として定めた旨の公告並びに土地の買取りの申出の相手方として公告された者が申出のあった土地を買い取らない旨の通知の受理等を行う。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph TD A[施行者 (都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社)] -- "B③ 土地の買取の申出の相手方としての申出" --> C[知事 A④ 土地の買取に係る審査 B④ 土地の買取の申出の相手方の公告] C -- "A⑤ 土地の買取の可否の通知 B② 建築行為等の許可or不許可" --> D[申請者] D -- "A③ 土地の買取の申出" --> E[市町村長 A④ 土地の買取に係る審査 B④ 土地の買取の申出の相手方の公告] E -- "A⑥ 土地の買取の可否の通知 B② 建築行為等の許可or不許可" --> F[施行者] F -- "B⑤ 土地の買取の申出" --> G[施行者 (都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社)] G -- "B⑦ 土地を買い取らない旨の通知" --> H[申請者] H -- "B⑥ 土地の買取の可否の通知" --> I[施行者] </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph TD A[施行者 (都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社)] -- "B③ 土地の買取の申出の相手方としての申出" --> C[知事 A④ 土地の買取に係る審査 B④ 土地の買取の申出の相手方の公告] C -- "A⑤ 土地の買取の可否の通知 B② 建築行為等の許可or不許可" --> D[申請者] D -- "A③ 土地の買取の申出" --> E[市町村長 A④ 土地の買取に係る審査 B④ 土地の買取の申出の相手方の公告] E -- "A⑥ 土地の買取の可否の通知 B② 建築行為等の許可or不許可" --> F[施行者] F -- "B⑤ 土地の買取の申出" --> G[施行者 (都府県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社)] G -- "B⑦ 土地を買い取らない旨の通知" --> H[申請者] H -- "B⑥ 土地の買取の可否の通知" --> I[施行者] </pre>
移譲による市町村のメリット	より地域に密着した地元市町村の意向がまちづくりに反映できる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	数件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	土地区画整理担当との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要。

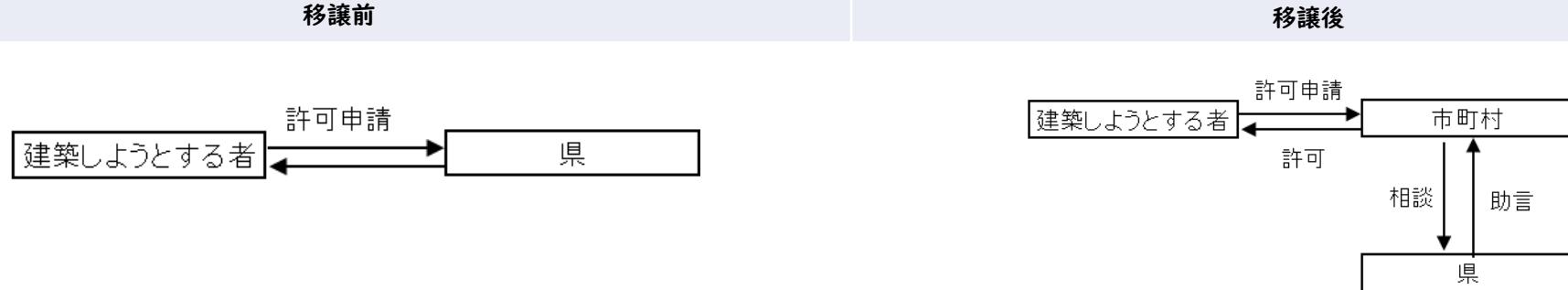
市町村への支援

説明会・研修会等	○毎年度開催の主管課長会議で説明 ○移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	法規等を配布。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性はない。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	78項2号
条例移譲の目安	大都市地域（37市12町）
移譲済市町村（法令）	市（37市）
移譲済市町村（条例）	8町（未移譲4町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当（048-830-5381）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【建築行為等の制限】（法26条1項、法67条1項）：土地の形質等の変更や建築行為等の許可 ○【許可の条件】（法67条2項、法103条）：上記の許可に必要な条件を付けることができる。 ○【監督処分】（法104条1項、2項）：上記の規定、条件への違反に対する措置及び公告 ○【土地の買取り等】（法27条） <p>法27条の規定により準用する</p> <p>第8条第1項の規定による土地の買取りの申出の受理 第8条第2項の規定による土地の買取りの申出の相手方の公告 第8条第3項の規定による土地の買取り 第8条第4項の規定による土地の買い取る旨又は買い取らない旨の通知 第8条第5項の規定による土地を買い取らない旨の通知の受理</p>
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	 <pre> graph LR subgraph 移譲前 [移譲前] A[建築しようとする者] --> B[県] B -- 許可申請 --> A end subgraph 移譲後 [移譲後] C[建築しようとする者] <--> D[市町村] D -- 許可 --> C D -- 相談 --> E[県] E -- 助言 --> D end </pre>
移譲による市町村のメリット	住宅街区整備事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。複数市町村に移譲の場合、引継ぎのための事務説明会の開催の場合あり。
移譲後のフォローアップ	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	78項3・4・7号
条例移譲の目安	大都市地域（37市12町）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）、一般市（29市：一部事務）
移譲済市町村（条例）	29市4町（未移譲8町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【個人施行の認可等】 (法33条1項、法36条、法72条1項、法81条1項、法96条、法100条1項) 個人施行の認可及び取消、事業計画、換地計画、管理規約の（変更）認可等 ○【組合設立の認可等】 (法37条1項、法51条、法72条1項、法81条1項、法96条、法100条1項) 組合設立の認可及び取消、事業計画についての意見書の受理等、事業計画、換地計画、管理規約の（変更）認可等
主な移譲権限の R3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<pre> graph LR subgraph 移譲前 [移譲前] A[実施者] <--> B[県] A -- 認可申請 --> B B -- 認可 --> A end subgraph 移譲後 [移譲後] C[実施者] -- 認可申請 --> D[市町村] D -- 認可 --> C D -- 相談 --> E[県] E -- 助言 --> D end </pre>
移譲による 市町村のメリット	住宅街区整備事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。複数市町村に移譲の場合、引継ぎのための事務説明会の開催の場合あり。
移譲後のフォローアップ	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	78項5号
条例移譲の目安	大都市地域（37市12町）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）、一般市（29市：一部事務）
移譲済市町村（条例）	22市1町（未移譲7市11町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【障害物の伐除、土地の試掘】（法64条1項） 住宅街区整備事業の施行のために、他人の占有する土地に立ち入って試掘等を行う場合の許可。 ○【報告、勧告等】（法95条3項） 個人施行者、組合に対し事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずること。 ○【監督等】（法96条） 個人施行者及び組合に対する事業又は会計の検査、違反の是正措置を命ずること。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph LR A[測量・調査を行う者] -- 申請 --> B[県] B -- 認可 --> C[施設者] </pre> <p>移譲後</p> <pre> graph TD A[測量・調査を行う者] -- 申請 --> B[市町村] B -- 認可 --> C[県] B <-- 相談 --> D[県] C -- 命令 --> E[施設者] C -- 命令 --> F[市町村] F <-- 相談 --> D F <-- 助言 --> D </pre>
移譲による市町村のメリット	住宅街区整備事業に市町村が主体的、総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	県職員派遣・実務研修の必要性は低い。市町村の求めに応じて相談を受ける。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。複数市町村に移譲の場合、引継ぎのための事務説明会の開催の場合あり。
移譲後のフォローアップ	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	78項6・8号
条例移譲の目安	大都市地域（37市12町）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市・施行時特例市（8市）
移譲済市町村（条例）	29市4町（未移譲8町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5386）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	被災市街地復興特別措置法
事務内容	○被災市街地復興推進地域内における建築等の許可。許可申請があった場合は施行者に対して意見を聴取し、必要に応じて条件を付与する。また、違反に対する原状回復・除却命令し、原状回復命令等において命ずべき者が確知出来ない場合の措置及び公告を行う。
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[県 受理] B --> C[審査(事業への障害の有無)] C --> D[申請者 審査結果 (許可・不許可)] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請" --> B[市町村 受理] B --> C[審査(事業への障害の有無)] C --> D[申請者 審査結果 (許可・不許可)] </pre>
移譲による市町村のメリット	被災市街地復興推進地域の都市計画決定、及び、当該地域内での復興に対する事業は市町村が行うこととなる。建築行為等の許可是事業への障害を防ぐためのものなので、事業を行う市町村で行うことにより事業の円滑化が図られる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	予想不可能
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	通常は、被災市街地復興特別措置法に係る担当において他事業との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要。

市町村への支援

説明会・研修会等	○毎年度開催の主管課長会議で説明 ○移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する
事務処理マニュアル	法規等を配布
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修の必要性はない。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	未移譲
条例移譲の目安	都市計画区域（40市21町）
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	移譲済市町村なし（未移譲21町）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当（048-830-5381）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
事務内容	<p>個人、及び組合が施行する、密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業を許可するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【測量及び調査等の許可】（法191条第1項、法192条第1項）：測量及び調査のための立ち入り、並びに障害物の伐除及び土地の試掘の許可 ○【事業代行に関する事務】（法258条第1項、法258条第2項、法259条）：事業代行者の決定や広告等の事業代行に関する事務 ○【監督業務】（法268条第3項、法269条第1項、法270条第1項、法第270条第2項、法270条第3項、法270条第5項、法270条第6項、法270条第7項、法271条第1項、法271条第2項、法271条第3項）：個人施行者、事業組合及び事業会社に対する検査、処分の取り消し、変更及び停止、並びに命令 ○【認可関係】（法122条第1項、法129条第1項、法130条、法132条第1項、法136条第1項、法136条第2項、法136条第3項、法157条第1項、法163条第4項、法165条第1項、法172条第1項、法175条第1項、法178条第1項、法204条第1項、法269条第2項、法270条第4項、法271条第4項、法277条第1項）：事業設立認可から解散認可までの知事が行う認可業務 ○【公告又は図書の送付関係】（法128条第1項、法130条、法131条第1項、法148条、法第163条第6項、法171条第1項、法261条第2項、法269条第3項、法271条第5項、施行令49条、施行規則121条第3項及び第5項）：認可等の業務に係る公告及び図書の送付業務
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<pre> graph LR subgraph 移譲前 [移譲前] A[施行者] <--> B[県] A -- 認可申請 --> B B -- 認可 --> A end subgraph 移譲後 [移譲後] A[施行者] <--> B[市町村] A -- 認可申請 --> B B -- 認可 --> A B -- 相談 --> C[県] C -- 助言 --> B end </pre>
移譲による市町村のメリット	地元が認可権者となることで、申請者との十分な協議や慎重な対応に努めることで、さらに地域の実情を把握することが可能となる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	
想定される事務量(年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	市街地整備担当に他業務との兼務で1名配置。
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	調整の上、検討。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	必要なし
移譲後のフォローアップ	事例なしではあるが、相談等は随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	84項1・2・3号
条例移譲の目安	人口20万人以上・施行時特例市（8市）
移譲済市町村（法令）	指定都市
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲7市）
県担当課（本庁）	都市整備部 市街地整備課 企画・再開発担当（048-830-5376）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律
事務内容	一定のバリアフリー構造等を備え、安否確認・生活相談等のサービスを提供する住まいを登録し、高齢者の安心・安全な住まいを確保しようとする制度。
主な移譲権限の R3年処理件数	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新規登録【法5条第1項】 9件 ・住宅の更新登録【法5条第1項】 50件 ・住宅の変更登録【法9条3項】 189件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <pre> graph LR Prefecture[県] -- "登録、検査、指示、取り消し" --> RBO[登録事業者] Prefecture -- "情報提供" --> CityTownVillage[市町村] CityTownVillage -- "意見確認(登録申請時)" --> RBO RBO -- "登録、検査、指示、取り消し" --> CityTownVillage CityTownVillage -- "登録、検査、指示、取り消し" --> RBO </pre> <p>移譲後</p>
移譲による 市町村のメリット	地域の実情を熟知する市町村が処理することで、地域のニーズに即した、的確な対応が可能となり、高齢者向け住宅の整備が円滑に進む。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	0～30件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	2名の人員配置（兼務）
必要な条例・規則等	特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要。県の事務処理要綱を参照。

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	埼玉県サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要領を、隨時配布する。ホームページに掲載済み。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣、実務研修の必要性は低い
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談は、隨時受け付ける。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	90項Ⅰ号
条例移譲の目安	全市（40市）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲35市）
県担当課（本庁）	都市整備部 住宅課 総務・民間住宅担当（048-830-5562）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律
事務内容	バリアフリー化された賃貸住宅に、高齢者が終身にわたり安心して居住できる仕組みとして認可主体が認可した住宅について、借家人が生きている限り存続し、死亡時に終了する借家人本人一代限りの借家契約の締結が認められる制度。
主な移譲権限の R3年処理件数	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の認可【第52条第1項】 0件 ・事業の変更認可【第56条第1項】 2件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR Prefecture["県"] -- "事業認可・助言・指導・改善命令" --> LifespanLease["終身賃貸事業者"] LifespanLease -- "事業認可・助言・指導・改善命令" --> CityTownVillage["市町村"] </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p>
移譲による 市町村のメリット	地域の実情を熟知する市町村が処理することで、的確な対応が可能となり、高齢者向け住宅の整備が円滑に進む。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	0～3件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	1名の人員配置（兼務）
必要な条例・規則等	特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で取扱要領を定めることが必要。県の事務処理要綱を参照。

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	埼玉県終身賃貸事業認可等事務取扱要綱を、隨時配布する。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣、実務研修の必要性は低い
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談は、隨時受け付ける。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	90項2号
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市・中核市
移譲済市町村（条例）	13市1町（未移譲23市21町1村）
県担当課（本庁）	都市整備部 住宅課 総務・民間住宅担当（048-830-5562）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律
事務内容	マンション建替組合等の設立、権利変換手続による関係権利の変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図る。
主な移譲権限の R3年処理件数	マンション建替組合の設立の認可の公告及び関係市町村長への通知【法14条1項】1件 マンション建替組合の定款又は事業計画の変更の認可【法34条1項】1件 マンション建替組合の解散の認可【法38条4項】1件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR Prefecture[県] -- "認可等の公告" --> Subject[マンション建替事業実施主体] Prefecture -- "設立認可・勧告・助言・命令等" --> Subject Prefecture -- "事業計画認可" --> Subject </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR Town[町村] -- "認可等の公告" --> Subject Town -- "設立認可・勧告・助言・命令等" --> Subject Town -- "事業計画認可" --> Subject </pre>
移譲による 市町村のメリット	マンション建替組合等の設立の認可申請の経由や設立公告後の再建マンションに関する図書の縦覧などが町村の担当事務であるため、移譲により事務処理の統一、簡素化が図られる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	なし
想定される事務量 (年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	1名の人員配置（兼務）
必要な条例・規則等	

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	なし
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣、実務研修の必要性は低い
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	92項
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	全市（40市）
移譲済市町村（条例）	1町（未移譲21町1村）
県担当課（本庁）	都市整備部 住宅課 マンション担当（048-830-5573）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	景観法	
事務内容	景観計画区域内の行為の届出に関する指導・助言、事前の指導、受理、審査及び勧告・変更命令	
主な移譲権限の R3年処理件数	271件	
	移譲前	移譲後
主な事務の処理フロー	事前指導 → 行為の届出 → 受理 (→指導・助言、勧告、変更命令等)	事前指導 → 行為の届出 → 受理 (→指導・助言、勧告、変更命令等)
移譲による 市町村のメリット	地域の実情を熟知している市町村が処理することで、迅速で的確な対応が可能となり、良好な景観の形成を図ることができる。	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	なし	
想定される事務量 (年間処理件数)	1市町村あたり 0～20件	
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	他業務と兼務で1～2人	
必要な条例・規則等	なし	

市町村への支援

説明会・研修会等	説明会を開催
事務処理マニュアル	景観形成基準の解説（HPに掲載）、景観法実務要覧
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	埼玉県景観行政連絡会議での情報提供、研修等
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	94項
条例移譲の目安	市町村（40市21町1村）※長瀬町は全域自然公園区域内のため景観法の届出対象行為から除外
移譲済市町村（法令）	景観行政団体18市（さいたま、川越、熊谷、川口、秩父、春日部、草加、越谷、蕨、戸田、志木、和光、新座、八潮、三郷、所沢、朝霞、飯能）
移譲済市町村（条例）	22市21町1村（全て移譲済み）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 総務・企画・景観担当（048-830-5367）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	不動産登記法	
事務内容	砂防施設の存する国有水路敷、指定都市が管理する一般国道及び準用河川の機能管理における登記事務	
主な移譲権限の R3年処理件数	・法定外公共用財産の登記嘱託（不動産登記法 116条）6件（※令和2年度）	
	移譲前	移譲後
主な事務の処理フロー	<p>市町村 → 法務局 登記嘱託</p>  <pre> graph LR A[市町村] --> B[法務局] B -- 登記嘱託 --> C[] </pre>	
移譲による 市町村のメリット	機能管理と財産管理が一本化されることで、住民サービスの向上が期待できる。	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務		
想定される事務量 (年間処理件数)	1件	
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	他の業務との兼務で1名、資格不要	
必要な条例・規則等	特になし	

市町村への支援

説明会・研修会等	事務処理要領の配布
事務処理マニュアル	国土交通省所管国有財産不動産登記嘱託事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	専門的な事務でないため、県職員派遣・実務研修は特になし。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	95項1号・2号・3号
条例移譲の目安	砂防指定地既存市町村（7市13町1村）、指定都市（1市）、準用河川指定市町村（25市13町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	砂防指定地既存市町村 7市13町1村、指定都市 1市、準用河川指定市町村 25市13町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	県土整備部 用地課 指導・管理担当（048-830-5044）
県担当課 (地域政策機関)	各県土整備事務所

事務の概要

根拠法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
事務内容	窓口において特定路外駐車場を設置する場合の届出の受理及び検査。移動円滑化基準に適合していない特定路外駐車場に対して是正命令を行う。
主な移譲権限の R3年処理件数	届出の受理【法第12条第1項】2件 届出の受理【法第12条第1項】1件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR A[路外駐車場管理者] --> B[県知事] B --> C[路外駐車場管理者] C -- 適合命令 --> B B --> D[県知事] D -- 検査 --> E[路外駐車場管理者] E -- 報告 --> D </pre> <p style="text-align: center;">移譲後</p> <pre> graph LR A[路外駐車場管理者] --> B[市町村長] B --> C[路外駐車場管理者] C -- 適合命令 --> B B --> D[市町村長] D -- 検査 --> E[路外駐車場管理者] E -- 報告 --> D </pre>
移譲による 市町村のメリット	地域の実情を踏まえた迅速かつ的確な事務が行える。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	No.120 「路外駐車場設置の届出受理等」
想定される事務量 (年間処理件数)	0～1件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	なし
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に実施する
事務処理マニュアル	路外駐車場設置の事務と併せて手引きを作成し配布済み（平成20年3月）
人的支援（職員派遣等）	町との協議によって決定
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	99項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	40市
移譲済市町村（条例）	22町村（1町未移譲）
県担当課（本庁）	都市整備部 都市計画課 施設計画担当（048-830-5343）
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	埼玉県建築基準法施行条例
事務内容	用途地域の指定のない区域における、日影による高さの制限の適用除外となる区域の指定
主な移譲権限の R3年処理件数	埼玉県建築基準法施行条例 第8条の2 1件
	移譲前
主な事務の処理フロー	<p>市町村との協議→素案作成→住民説明・パブコメ→区域決定→公告・縦覧</p> <p>素案作成→住民説明・パブコメ→区域決定→公告・縦覧</p>
移譲による 市町村のメリット	地域の実情に即したまちづくりが可能になる
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	0件
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	建築担当が兼務
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	個別に事例説明
人的支援（職員派遣等）	特定行政庁へ移行前に、実務研修生の受け入れ
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、隨時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	105項1号
条例移譲の目安	特定行政庁<11市>
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	11市（川口市、川越市、所沢市、上尾市、草加市、春日部市、さいたま市、狭山市、新座市、熊谷市、久喜市）
県担当課（本庁）	都市整備部 建築安全課 建築指導担当
県担当課 (地域政策機関)	

事務の概要

根拠法令	埼玉県建築基準法施行条例					
事務内容	特殊建築物における制限の緩和に係る認定					
主な移譲権限の R3年処理件数	埼玉県建築基準法施行条例 第34条 1件 (大規模車庫等の構造設備) 第56条 2件 (制限の緩和) 第30条 0件 (通行の安全上支障があると認めて指定する道路) 埼玉県建築基準法施行細則 第6条の5 5件 (路地状敷地等の特例)					
主な事務の処理フロー	移譲前		移譲後			
移譲による 市町村のメリット	密接に関連する建築確認事務との窓口の一本化 地域の実情に即したまちづくりが可能になる 申請者側の負担軽減					
一体的に処理することが 効果的な移譲事務						
想定される事務量 (年間処理件数)	0 ~ 数件程度					
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	建築担当が兼務					
必要な条例・規則等	なし					

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	個別に事例説明
人的支援（職員派遣等）	（限定）特定行政庁へ移行前に、実務研修生の受け入
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、隨時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	105項2号
条例移譲の目安	特定行政庁（限定特定行政庁を含む）<40市2町>
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	40市2町
県担当課（本庁）	都市整備部 建築安全課 建築指導担当
県担当課（地域政策機関）	各建築安全センター 建築確認担当、各駐在 建築確認・監察担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県建築基準法施行条例	
事務内容	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内における道路の定義に係る位置指定	
主な移譲権限の R3年処理件数	埼玉県建築基準法施行条例 第56条の3 0件（道路の定義） 第56条の6 0件（私道の変更又は廃止の制限）	
	移譲前	移譲後
主な事務の処理フロー	申請書受理(市町村窓口で受付後県へ進達)→書類審査、現地調査 →現地審査→指定	
移譲による 市町村のメリット	地域の実情に即したまちづくりが可能になる	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務		
想定される事務量 (年間処理件数)	0～数件程度	
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	建築担当が兼務	
必要な条例・規則等	なし	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	個別に事例説明
人的支援（職員派遣等）	（限定）特定行政庁へ移行前に、実務研修生の受け入
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、隨時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	105項3号
条例移譲の目安	特定行政庁（限定特定行政庁を含む）<3市>
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	3市（秩父市、飯能市、深谷市）
県担当課（本庁）	都市整備部 建築安全課 建築指導担当
県担当課 (地域政策機関)	各建築安全センター 建築確認担当、各駐在 建築確認・監察担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県建築基準法施行条例				
事務内容	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内における敷地と道路の関係に係る認定等				
主な移譲権限の R3年処理件数	埼玉県建築基準法施行条例 第56条の4 0件（敷地と道路との関係） 第56条の5 0件（道路内の建築制限） 第56条の8 0件（建ぺい率） 第56条の12 0件（公益上必要な建築物の特例）				
	移譲前	移譲後			
主な事務の処理フロー	申請書受理(市町村窓口で受付後県へ進達)→書類審査、現地調査 →認定 申請書受理→書類審査、現地調査→認定				
移譲による 市町村のメリット	密接に関連する建築確認事務との窓口の一本化 地域の実情に即したまちづくりが可能になる				
一体的に処理することが 効果的な移譲事務					
想定される事務量 (年間処理件数)	0～数件程度				
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	建築担当が兼務				
必要な条例・規則等	なし				

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	個別に事例説明
人的支援（職員派遣等）	（限定）特定行政庁へ移行前に、実務研修生の受け入
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、隨時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	105項4号
条例移譲の目安	特定行政庁（限定特定行政庁を含む）<3市>
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	3市（秩父市、飯能市、深谷市）
県担当課（本庁）	都市整備部 建築安全課 建築指導担当
県担当課 (地域政策機関)	各建築安全センター 建築確認担当、各駐在 建築確認・監察担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	
事務内容	特別特定建築物に係る整備基準の適用の除外における認定	
主な移譲権限の R3年処理件数	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 第10条 12件（制限の緩和）	
	移譲前	移譲後
主な事務の処理フロー	申請書受理(市町村窓口で受付後県へ進達)→書類審査、現地調査 →認定	
移譲による 市町村のメリット	密接に関連する建築確認事務との窓口の一本化 地域の実情に即したまちづくりが可能になる	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務		
想定される事務量 (年間処理件数)	0～39件	
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	建築担当が兼務	
必要な条例・規則等	なし	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	個別に事例説明
人的支援（職員派遣等）	（限定）特定行政庁へ移行前に、実務研修生の受け入
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、隨時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	114項1号
条例移譲の目安	特定行政庁（限定特定行政庁を含む）<40市2町>
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	40市2町
県担当課（本庁）	都市整備部 建築安全課 建築指導担当
県担当課（地域政策機関）	各建築安全センター 建築確認担当、各駐在 建築確認・監察担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県福祉のまちづくり条例
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設計事務所、施主等からの相談に対する助言 ○届出に係る事前指導及び審査 ○完了検査 ○起案、台帳整理、適合証交付 ○勧告は実績なし
主な移譲権限の R3年処理件数	処理件数781件 埼玉県福祉のまちづくり条例 第14条（適合証の交付）、第18条（届出の受理）、第24条第1項（立入調査）、第25条第4項（要請） 第16条（届出の受理）、第19条（検査）、第25条第1項（通知の条理） 第17条（指導及び助言）、第22条第1項（勧告）、第25条第3項（報告の徴収）
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">移譲前</p> <pre> graph LR subgraph 移譲前 [移譲前] direction TB P[県] <--> SP[特定生活関連施設設置者] P -- "事前相談(届出前や計画概要段階で詳細な相談を受け付ける)" --> SP P -- "受付審査(提出された届出の確認審査) ※書類の提出先は市町村(経由)" --> SP SP -- "適合証請求、交付" --> P end subgraph 移譲後 [移譲後] direction TB PA[特定行政庁] <--> SP PA -- "事前相談(届出前や計画概要段階で詳細な相談を受け付ける)" --> SP PA -- "受付審査(提出された届出の確認審査)" --> SP SP -- "適合証請求、交付" --> PA end </pre>
移譲による 市町村のメリット	施設等のバリアフリー化は、地元住民の生活に密着した課題であるため、移譲により、より迅速できめ細やな対応が可能となる。
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	
想定される事務量 (年間処理件数)	建築物の整備基準についての事前相談、各届出・審査、完了検査等（件数は市町村により異なる）
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	他業務と兼務で1～2名配置
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック、県HP（福祉のまちづくり）
人的支援（職員派遣等）	なし（必要な専門資格なし）
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	第III項第1号
条例移譲の目安	特定行政庁
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	11市（未移譲 なし）
県担当課（本庁）	福祉部 福祉政策課 政策企画担当（048-830-3391）（関連課 都市整備部 建築安全課 建築指導担当）
県担当課（地域政策機関）	各建築安全センター（越谷、川越、熊谷、熊谷秩父駐在）建築安全担当又は開発建築担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県地球温暖化対策推進条例		
事務内容	特定建築物環境配慮計画受理等		
主な移譲権限の R3年処理件数	埼玉県地球温暖化対策推進条例 第20条 175件（特定建築物環境配慮計画書の受理） 第21条 40件（特定建築物工事完了届出書の受理） 第22条 60件（特定建築物環境配慮計画書、工事完了届出に係る公表）		
	移譲前	移譲後	
主な事務の処理フロー	<p>特定建築物環境配慮計画書の受付→内容確認→受理→公表 特定建築物工事完了届出書の受理→公表</p> <p>特定建築物環境配慮計画書の受付→内容確認→受理→公表 特定建築物工事完了届出書の受理→公表</p>		
移譲による 市町村のメリット	密接に関連する省エネ法の事務との窓口の一本化 地域の実情に即したまちづくりが可能になる		
一体的に処理することが 効果的な移譲事務			
想定される事務量 (年間処理件数)	0~250件		
必要な組織体制等 (人員・資格・機器等)	建築担当が兼務		
必要な条例・規則等	なし		

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	埼玉県建築物環境配慮計画書作成マニュアル、事務処理要領の配布
人的支援（職員派遣等）	実務研修生の受け入れ
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	115項
条例移譲の目安	特定行政庁<10市> ※特定行政庁のうち、さいたま市、川越市を除く
移譲済市町村（法令）	独自条例（さいたま市、川越市）
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲9市）
県担当課（本庁）	都市整備部 建築安全課 建築指導担当（048-830-5519）
県担当課 (地域政策機関)	建築安全センター 建築安全担当

事務の概要

根拠法令	特定都市河川浸水被害対策法
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○（行為に係る面積が1ha未満に係るものに限る）雨水浸透阻害行為許可申請書の受理・審査・許可の通知、工事完了の検査・標識の設置、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書の受理・審査・許可の通知 ○（1ha未満の雨水浸透阻害行為の許可に係るものに限る）雨水貯留浸透施設整備計画の受理・審査・認定の通知 ○（1ha未満の雨水浸透阻害行為の許可に係るもの等に限る）保全調整池の指定・指定の公示・指定の交付・標識の設置、保全調整池機能阻害行為届出書の受理、助言又は勧告
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p>移譲前</p> <p>—</p> <p>（雨水浸透阻害行為の許可事務フロー）</p> <pre> graph LR A[事前相談] --> B[雨水浸透阻害行為許可申請] B --> C[工事完了届] C --> D[工事完了検査] D --> E[標識設置] F[変更許可申請] -.-> C G[機能阻害行為許可申請] -.-> E </pre>
移譲による市町村のメリット	開発行為の許可に係る雨水流出抑制施設等の設置に関する市町村の条例・要綱等の窓口と統一を図ることができ、事務手続きの煩雑化を防ぐことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	—
想定される事務量(年間処理件数)	数件～数十件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	他業務との兼務で数名、資格・機器不要
必要な条例・規則等	なし（地域の実情に応じて、雨水浸透阻害行為の許可の対象規模の引下げに関する条例、保全調整池の指定の対象規模の引下げに関する条例）

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に対応する。
事務処理マニュアル	市町村が許可権者となる際に参考となる運用マニュアル骨子案の作成・配布（予定）
人的支援（職員派遣等）	不要
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	－
条例移譲の目安	特定都市河川流域として指定見込みの市町村（指定都市及び中核市除く）
移譲済市町村（法令）	指定都市及び中核市（4市）
移譲済市町村（条例）	－
県担当課（本庁）	県土整備部 河川砂防課 計画調査・流域治水担当（048-830-5162）
県担当課（地域政策機関）	－

事務の概要

根拠法令	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○雨水流出増加行為許可申請書の受理・審査・許可の通知、工事完了の検査・告示、雨水流出抑制施設機能阻害行為届出書の受理・助言又は勧告 ○盛土行為届出書の受理・勧告
主な移譲権限のR3年処理件数	0件
主な事務の処理フロー	<p style="text-align: center;">(窓口：県)</p> <pre> graph LR A[事前相談] --> B[雨水流出増加行為許可申請] B --> C[変更許可申請] C --> D[工事完了届] D --> E[工事完了検査] E --> F[告示] F --> G[機能阻害行為届出] </pre> <p style="text-align: center;">(窓口：指定都市、中核市)</p> <pre> graph LR A[事前相談] --> B[雨水流出増加行為許可申請] B --> C[変更許可申請] C --> D[工事完了届] D --> E[工事完了検査] E --> F[告示] </pre>
移譲による市町村のメリット	特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可の窓口と統一を図ることができ、事務手続きの煩雑化を防ぐことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	—
想定される事務量(年間処理件数)	数件
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	他業務との兼務で数名、資格・機器不要
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	個別に対応する。
事務処理マニュアル	県マニュアルの配布（予定）
人的支援（職員派遣等）	不要
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、隨時対応する。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	－
条例移譲の目安	特定都市河川流域として指定見込みの指定都市及び中核市
移譲済市町村（法令）	－
移譲済市町村（条例）	－
県担当課（本庁）	県土整備部 河川砂防課 計画調査・流域治水担当（048-830-5162）
県担当課（地域政策機関）	－